第一種貯蔵所軽微変更届書について手引き

１　第一種貯蔵所において、軽微な変更をした場合は、都道府県知事に届出が必要です。

第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、第一種貯蔵所の位置、構造又は設備について、経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その旨を県知事に届け出なければなりません。

どのような工事が「軽微な変更」に当たるのかについては、担当者にお尋ねください。

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 第一種貯蔵所軽微変更届（様式第１１） | 1 | 控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |
| 貯蔵所の変更明細書 | 1 | 下記の項目について、変更箇所を具体的に摘示して記載してください。1. 貯蔵の目的
2. 法第18条第1項の技術上の基準に関する事項
3. 移設等に係る貯蔵設備にあっては、当該貯蔵設備の使用の経歴及び保管状態の記録
4. 貯蔵所の位置及び付近の状況を示す図面
 |

３　手数料

　　不要

４　届出の方法

届出に必要な書類を、次の申請先に郵送し、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課〒６８０－８５７０　鳥取市東町一丁目２７１番地　電話　０８５７－２６－７０６３ |

様式第１１（一般則第２８条）（液石則第２９条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第一種貯蔵所軽微変更届書 | 一般液石 | ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 年 月 日 |
| 名称（事業所の名称を含む。） | 　 |
| 事務所（本社）所在地 | 〒　 |
| 貯蔵所所在地 | 〒　 |
| 変更の種類 | 　 |

 年 月 日

 代表者 氏名

 鳥取県知事 様

備考 １ この用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

 ２ ×印の項は記載しないこと。